

第3章 社会的自立・参加の促進



中野 隆義さん 作品

第3章 社会的自立・参加の促進

第1節 教育の充実

障害のあるこどもの教育の意義は、児童生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことにあります。

そのためには、一人ひとりの障害の状態やニーズに応じた学習の機会を提供し、適切な教育を進める必要があります。

1. 学校教育の充実

【現状と課題】

今日の障害のあるこどもの教育を取り巻く状況は、ノーマライゼーションの進展、障害の重度・重複化や多様化、教育の地方分権など、大きな変化が生じています。

現在、従来の障害児教育の対象の障害だけでなく、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行う「特別支援教育^(*56)」への転換期を迎えており、新たな体制・システムを構築させることが求められています。

このため、今後、特別支援教育を進めるに当たっては、従来の障害児教育の対象とされてきた障害だけでなく、学習障害(LD)^(*57)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて、障害のあるこどもを生涯にわたって支援する観点から、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、関係者・機関との連携による適切な支援を効果的に行うことが重要です。

(*56) 特別支援教育

一人ひとりの子どもの持つ学習面における困難性すなわち特別な教育ニーズに応じた、専門的で個別的な支援サービスを提供することにより、様々な学習への参加を保障していこうとする考え方。

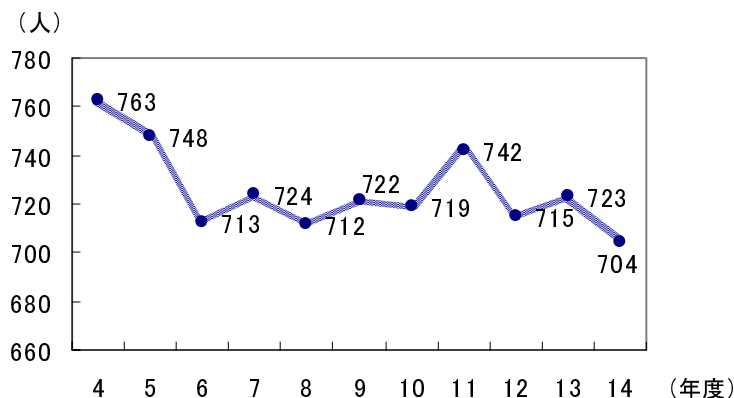
(*57) 学習障害(LD)

Learning Disabilities の略で、全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示すさまざまな障害の総称。

障害のある子どもたちの成長・発達のためには、乳幼児期からの早期にこどもの状態を正しく把握することが大切です。このため、関係機関との緊密な連携により、早期発見・治療に併せて早期から発達を促すための教育的支援を行うことが重要になっています。

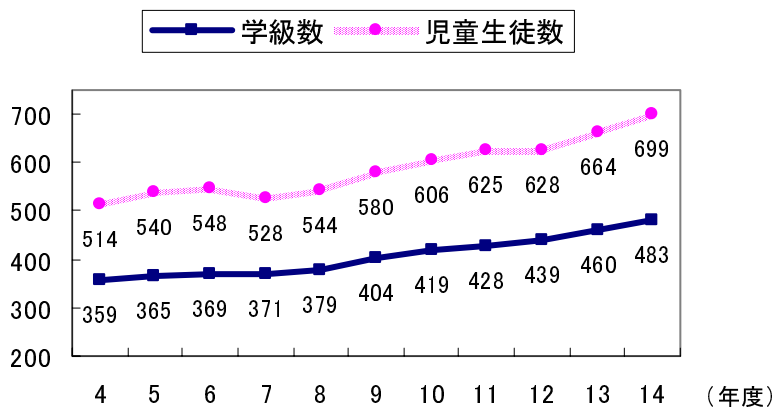
障害のあるこどもの教育を効果的に行うためには、個々の教育的ニーズに応じた就学が大切です。このため、障害児教育への理解の促進や教育環境の整備など、今後、より一層の施策の充実が必要です。

国・公立・盲・聾・養護学校の幼児・児童生徒数の推移



資料: 特別支援教育課

障害児学級数及び児童生徒数の推移



資料: 特別支援教育課

【施策の方向】

(1) 早期教育相談体制の充実

保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携できるシステムを整備し、早期からの一貫した教育相談体制の充実に努めます。

(2) 適切な就学の推進

一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学相談を充実するために、市町村教育委員会に対する助言や研修会等を行います。保護者に対しては、就学相談、啓発事業を通じて情報提供を行います。

就学後においても、関係機関と連携しながら障害の状態に応じた適切な教育的支援を行います。

(3) 教職員の資質・指導力の向上

学習障害(LD)等への課題も含め、障害児教育に関する基礎的・専門的な研修の充実に努め、教職員の資質・指導力の向上に取り組みます。

指導方法、指導内容の工夫・改善のため、盲・聾・養護学校のセンター機能を充実するとともに、小・中学校等との連携に努めます。

(4) 教育環境の整備

教育的ニーズに応じた機器等を導入し、学力の向上や生きる力を身につけることにつなげます。

学校の施設・設備や寄宿舎の居住環境の改善など、教育環境の整備を進めます。

(5) 学習障害等への対応

学習障害(LD)・注意欠陥/多動性障害(ADHD)など特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、教育的ニーズを的確に把握するとともに、専門機関や保健・医療機関と連携しながら、個々のニーズに応じた教育的支援を行います。

2. 進路の確立

【現状と課題】

障害のある児童生徒の進路については、進学、就業、福祉施設への入所・通所等となっていますが、社会の雇用状況の悪化とともに在籍生徒の障害の重度・重複化等により極めて厳しい状況となっています。

こうした状況のもと、進路指導の充実に取り組み、労働、福祉等関係機関との連携を緊密にしながら理解と協力を求めてきました。

中学部等の卒業生の進学のため、盲・聾・養護学校には、高等部を設置し、その受け入れの条件整備を行ってきました。

今後は、社会の変化に対応できる後期中等教育の充実や卒業生の進路の開拓、就業を円滑に行うために、保護者の協力のもとに、関係機関及び企業との連携をより一層積極的に進める必要があります。

■ 国・公立・盲・聾・養護学校高等部卒業生の進路状況

単位：%

年度\区分	進学	就業	施設	その他
平成12年度	8.6	21.5	63.4	6.5
平成13年度	5.0	16.0	65.0	14.0
平成14年度	6.3	20.0	55.8	17.9

資料：特別支援教育課
注)専攻科を除く

【施策の方向】

(1) 進路指導の充実

校内進路指導体制を充実し、生徒一人ひとりの適性に応じた進路の開拓に取り組みます。

(2) 後期中等教育の充実

障害の状態や能力等に適した職業教育の充実とともに、卒業生の動向等の調査を行い、その結果をフィードバックし教育課程の改善・充実に取り組みます。

(3) 関係機関との連携強化

生徒一人ひとりの円滑な社会参加を促すため、地域との連絡会を設置し、卒業前・卒業後の情報を共有するなど、地域の関係機関との連携を強化します。

第2節 雇用・就業の促進

就業は、障害のある人にとって自立の経済的基盤となるとともに、社会参加の促進、生きがいに大きな効果があります。

障害のある人だれにも、その適性、能力に応じた就業の機会が提供されなければなりません。

そのためには、職業リハビリテーションの充実とともに、一般雇用の促進はもちろん、福祉的就労^(*58)についても促進する必要があります。

1. 雇用の促進と安定

【現状と課題】

障害のある人の雇用については、近年事業主の理解と関心の高まりにより改善に取り組み、雇用率は全国平均を上回っているものの、法定雇用率^(*59)には達していません。

法定雇用率の状況 単位：%

年度\区分	高知県	全国
平成12年度	1.65	1.49
平成13年度	1.73	1.49
平成14年度	1.67	1.47

資料：雇用対策室

(*58) 福祉的就労

障害のある人が授産施設 や作業所 等の福祉的な支援のある環境で仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育てるとともに、一般就労（企業等での就労）に進み、さらに自立した生活ができるよう、継続的な支援を行うことです。（ は56Pに掲載）

(*59) 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害のある人または知的障害のある人を雇用しなければならないこととされており、一般の民間企業の法定雇用率は、常用労働者の総数の1.8%です。

多くの障害のある人が働く機会を待っており、こうした求職者の就労促進が緊急の課題となっています。

今後もより多くの事業主の理解と協力のもと、障害のある人が自己の能力を発揮できる職業につき、障害のある人もない人も共に社会経済活動に参加し、社会の一員として責任を果たしながら「生きるよろこび」を見出していくことができるような社会を実現していく必要があります。

【施策の方向】

(1) 雇用促進のための啓発活動の促進

障害者雇用に関する法律や制度の周知のため、国と連携しながら、多様な広報媒体、行事・イベント等を活用した啓発活動を推進します。

(2) 職業紹介・情報提供の充実

公共職業安定所と連携しながら、求人・求職者の実態を把握し、そのニーズに応じた情報の提供により就労の促進に取り組みます。

職業安定法の改正により、地方公共団体においても障害者福祉施設等の職業紹介や求人情報提供が可能となることから、障害のある人への職業紹介・情報提供の充実に努めます。

(3) IT化に対応した就業の支援

就業機会を拡大させるために、IT機器の普及や機器等の操作に習熟するための支援を行います。

(4) 障害者雇用を促進するための優遇措置の検討

県庁内における各契約等において、指名競争入札の指名基準の見直しなど、障害のある人の雇用を促進するための優遇措置制度を検討します。

2. 職業リハビリテーション^(*60)の充実

【現状と課題】

障害の重度化や重複化、障害のある人の高齢化が進む中で障害のある人の安定した就業を促進するためには、その能力や障害の状況に対応した職業リハビリテーションを総合的かつ効果的に実施していくことが重要です。

一般の職業能力開発校^(*61)、国が設置する障害者職業能力開発校^(*62)への入校を促進する必要があります。

企業に雇用されている障害のある人の職業能力の向上のため、企業における職業能力開発の支援も必要です。

職業能力開発施設の利用状況

単位：人

年度\区分	障害者職業能力開発施設の利用状況	県内公共職業能力開発施設の利用状況
平成12年度	4	1
平成13年度	5	1
平成14年度	3	1

資料：雇用対策室

(*60) 職業リハビリテーション

障害があるために、職業に就くことが困難になっていたり、維持していくことが難しくなっている人に、職業を通じた社会参加と自己実現、経済的自立の機会を作り出していく取り組み。

(*61) 職業能力開発校

職業能力開発促進法に基づいて県が設置している職業能力開発施設。中学校や高等学校を新たに卒業し就職しようとする人や、すでに職業についたけれども違う職業につきたいという人が、就職に必要な基礎的技能・知識を身につけるところです。

(*62) 障害者職業能力開発校

障害のある人に、様々な職種についての知識や専門的な技術・技能を習得してもらうために、職業能力開発促進法に基づく施設。

【施策の方向】

(1) 職業能力開発校の活用

職業訓練の実施に当たっては、障害のない人とともに職業訓練を受けることが可能な障害のある人については、一般の職業能力開発校で職業訓練を実施し、それが困難な人については、障害者職業能力開発校に入所斡旋する等により能力開発を推進します。

(2) 職場適応訓練制度の活用

事業者に委託して行う職場適応訓練制度^(*63)を積極的に活用し、職場への適応能力の向上に取り組みます。

(3) 障害者就業支援機関との連携

職場への適応がより困難な障害のある人については、障害者職業センター^(*64)や障害者就業・生活支援センター^(*65)等との緊密な連携のもと、障害のある人の早期就職へ向けた職業準備訓練等を積極的に推進します。

(*63) 職場適応訓練制度

障害のある人等の就職が困難な方々に、実際の事業所において訓練等を行う制度。

(*64) 障害者職業センター

障害のある人への職業についての相談、職業能力の評価や就労後のフォローアップを行っています。事業主に対しては、障害のある人の受入れや雇用管理についてのアドバイスなどを、公共職業安定所等関係機関と協力して行っています。

(*65) 障害者就業・生活支援センター

障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関。公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、養護学校等と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせんなどを行っています。

3 . 福祉的就労の充実

【現状と課題】

一般の企業などで働くことが困難な障害のある人にとって、福祉工場^(*)66)、授産施設^(*)67)、小規模作業所^(*)68)などは、収入を得ることに加え、仕事を通じての社会との関わり、生きがいつくり等、地域での自立生活の支援に大きな役割を果たしています。

今後とも、障害の内容や程度等に応じた身近な就労の場として、充実する必要があります。

福祉的就労の状況

区 分	施設数(箇所)	利用者数(人)
知的障害者福祉工場	3	56
身体障害者授産施設	12	261
知的障害者授産施設	14	466
知的障害者小規模通所授産施設	3	40
心身障害者通所作業所	27	267
精神障害者通所授産施設	1	25
精神障害者小規模通所授産施設	4	74

資料: 障害福祉課、健康対策課

注)平成 15 年 4 月 1 日現在

(* 66) 福祉工場

作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の理由により、通常の事業所に雇用されることが難しい障害のある人を雇用し、社会生活への適応のための必要な支援を行う施設。

(* 67) 授産施設

一般就労が困難な障害のある人が入所又は通所し、必要な訓練を行うとともに、福祉的就労として、自立に必要な支援などを受ける施設。授産施設には、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設及び精神障害者授産施設があります。

(* 68) 小規模作業所

在宅の障害のある人が作業をしたり、日常生活の支援が受けられる、身近な地域にある小規模の作業所。法定外の施設で、障害のある人や家族、職員を始めとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運営されています。共同作業所や福祉作業所などの名称でもよばれています。

小規模作業所については、地域のニーズに即した就労の場として大きな役割を果たしていますが、財政基盤が弱く、安定した支援体制を確保することが求められています。

【施策の方向】

(1) 福祉的就労の場の拡充

福祉的就労の場については、障害のある人のニーズに応じた整備を進めます。

小規模作業所の法定施設への移行を支援します。

対象者の少ない地域においては、分場制度^(*69)や相互利用制度^(*70)の活用により就労の場の拡充に取り組みます。

(2) 作業所の活動分野の開拓

授産施設、小規模作業所等の新たな活動分野を開拓するとともに、製品の販路拡大に向けた支援を関係機関と連携して行います。

(* 69) 分場制度

定員 20 人以上の授産施設（本場）が障害のある人の施設利用を容易にするため 5 人以上 19 人以下の授産施設（分場）を設置できる制度。

(* 70) 相互利用制度

身体・知的・精神の各授産施設を障害種別にかかわらず、互いに利用できる制度。

第3節 生きがいの創造

障害のある人が、地域で自立し、いきいきと暮らすためには、さまざまな社会活動に参加できることが大切です。

スポーツ、レクリエーションや文化活動は、障害のある人の健康の維持や心のうらおい、生きがいをもたらし、生活を豊かにするうえで大きな役割をはたしています。

1. 文化活動やレクリエーション等への参加促進

【現状と課題】

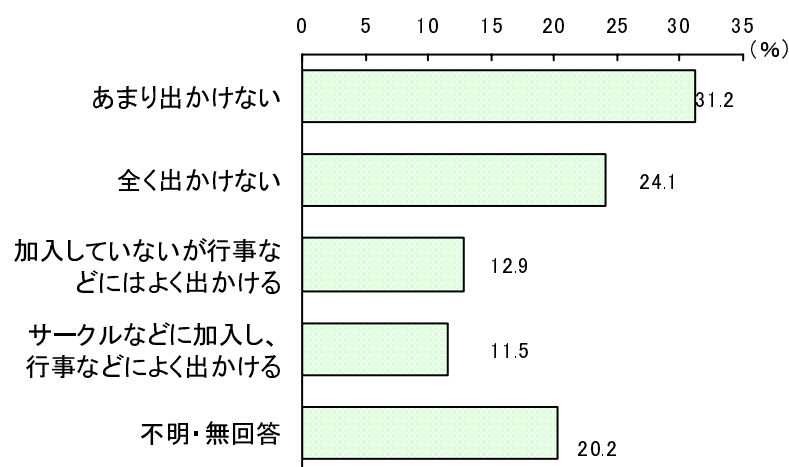
一般的な文化・レクリエーション活動に加え、市町村や障害者団体では、障害のある人のための文化活動やレクリエーション活動に取り組んでいます。

障害のある人が様々な活動に参加するためには、情報、移動、施設等さまざまな制約があり、参加の意志がありながら参加できないことも少なくありません。

障害のある人の文化活動やレクリエーション活動への参加を促進するためには、文化施設等の整備や行事の開催にあたって障害のある人の利用、参加に配慮するとともに、障害者団体、行政等が連携し、機会を拡大させる必要があります。

また、生涯にわたって学ぶことができる仕組みづくりも求められています。

社会参加の状況



(平成15年度身体障害児・者現況調査結果より)

【施策の方向】

(1) 文化・レクリエーション活動への参加機会の拡大

市町村や関係団体と連携して、障害のある人の文化芸術活動やレクリエーション活動等を支援するとともに、生涯にわたって学ぶことができる環境整備を行います。

(2) 観光交流・国際交流の促進

障害のある人等が県内を安心して旅行できるように、観光情報や受け入れ体制の整備を促進します。

障害のある人の国際交流事業への参加に対して支援を行います。

(3) 情報・コミュニケーション手段の充実

障害のある人のコミュニケーション手段の充実をはかるため、各種IT講習を充実するとともに、点字・手話・要約筆記等のボランティアの養成を行います。

2. スポーツの振興

【現状と課題】

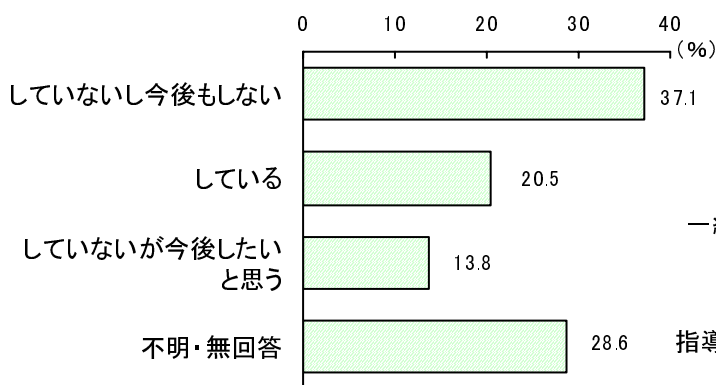
障害者スポーツは、生活の質の向上としての「生きがい」に加え、地域での自立生活に欠かすことの出来ない自立意欲の向上、社会参加の促進、健康の維持増進など、その果たす役割は大きいものがあります。

スポーツを通じて地域の人々との交流や相互理解を深め、障害や障害のある人に対する社会の理解にもつながります。

このため、高知県障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手団派遣等を実施しています。さらに、平成14年度には、高知県において第2回全国障害者スポーツ大会(よさこいピック高知)が開催され、障害や障害のある人に対する理解が深まるとともに、障害のある人の社会参加が進んできました。

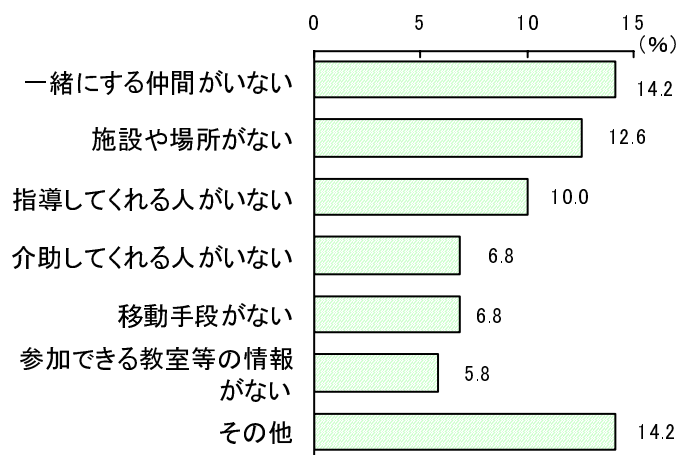
今後は、参加機会の拡大やスポーツ団体への運営支援等を通じて、さらなるスポーツ人口の拡大に取り組む必要があります。

スポーツや運動の状況



(平成15年度身体障害児・者現況調査結果より)

スポーツや運動をする際に困ること



(平成15年度身体障害児・者現況調査結果より)

【施策の方向】

(1) スポーツへの参加機会の拡充

高知県障害者スポーツ大会やスポーツ教室を充実するとともに、地域の人々との交流を深めるため、障害のある人の地域スポーツ活動の支援を行います。

(2) 障害者スポーツセンター^(*71)の機能の充実

障害者スポーツセンターの機能を充実し、障害者スポーツ指導員の育成やスポーツ団体等の育成・支援に取り組みます。

(3) 障害者スポーツの普及・啓発

県民の障害者スポーツに対する理解を一層深めるため、学校や地域での普及・啓発活動を行います。

(4) 全国障害者スポーツ大会への対応

全国障害者スポーツ大会への参加に向けて選手の育成に取り組みます。また、精神障害のある人の競技が正式競技に取り入れられるよう要請していきます。



(*71) 障害者スポーツセンター

障害のある人のスポーツ・レクリエーション及び文化活動の支援、身体機能を回復するための訓練、指導者やボランティアの養成、スポーツ活動への便宜の提供と社会参加の促進に関する事業などを行っている施設。



高知県立盲学校高等部専攻科2年 仲 美穂さん 作品